

令和2年 決算審査特別委員会 総括質疑

- 1 開催期日 令和2年10月29日(木) 午前10時00分から午前11時35分
- 2 開催場所 庁舎5階 本会議場
- 3 出席委員 中川昌憲決算審査特別委員会委員長、藤田豊決算審査特別委員会副委員長、大迫彰委員、木村真千子委員、滝久美子委員、坂本覚委員、沢岡信広委員、桜井芳信委員、青木崇委員、島崎圭介委員、久保田智委員、山本博己委員、永井桃委員、人見哲哉委員、稲田保子委員、小田島雅博委員、鶴谷聡美委員、佐々木百合香委員、川崎彰治委員、橋本博委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外議員 なし
- 6 市側出席者
- | | | | |
|------------|------|------------|------|
| 市長 | 上野正三 | 監査委員 | 川村豊 |
| 副市長 | 水口真 | 教育長 | 吉田孝志 |
| 企画財政部長 | 川村裕樹 | 総務部長 | 中屋直 |
| 防災危機管理担当部長 | 米川鉄也 | 市民環境部長 | 高橋直樹 |
| 保健福祉部長 | 三上勤也 | 子育て支援部長 | 広田律 |
| 子育て支援部次長 | 尾崎英輝 | 建設部長 | 平川一省 |
| 建設部次長 | 新田邦広 | 経済部長 | 砂金和英 |
| 水道部長 | 藤縄憲通 | 会計室長 | 櫻井洋史 |
| 監査委員事務局長 | 川合隆典 | 教育部長 | 千葉直樹 |
| 教育部理事 | 津谷昌樹 | 消防長 | 佐々木伸 |
| 市民課長 | 志村敦 | 環境課長 | 阿部泰洋 |
| 保険年金課長 | 林正明 | 子育て・学童担当参事 | 石間利恵 |
| 農政課長 | 遠藤智 | 商工業振興課長 | 林睦晃 |
- 7 案件 議案第16号 令和元年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について
議案第17号 令和元年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
議案第18号 令和元年度北広島市下水道事業会計決算認定について
- 8 事務局 議会事務局長 藤木幹久 主事 金田周
主事 坂井明日加
- 9 傍聴者 2名

議事の経過

中川委員長

おはようございます。開会前にお知らせいたします。

傍聴の取扱いについては、申し合わせにより許可いたします。

ただいまから、決算審査特別委員会を開会いたします。

第3回定例会最終日の10月1日に本委員会に付託されました、議案第16号 令和元年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について、議案第17号 令和元年度北広島市水道事業会計剰余金処分案及び決算認定について、議案第18号 令和元年度北広島市下水道事業会計決算認定について。

以上3件を一括して議題といたします。

総括質疑を行います。

日本共産党、永井桃委員。

永井委員

では、私のほうから議案第16号の中の国民健康保険特別会計について総括質疑を行います。

まず、一つ目は歳入歳出総額の減額理由についてですが、個別質疑の答弁の中では、加入者世帯数・被保険者数が減少していることを挙げられていましたけれども、今後もこの現状は続くと認識しております。続くことで保険制度だけで国民健康保険制度を維持していくのは難しくなるということも認識しておりますことから、国保制度の財源確保についての市長の見解を伺います。

二つ目は、都道府県化から2年が経ちましたが、当初から指摘しておりましたように、この間、国保税の上げが行われております。市民負担が増えつづけております。市から道への支出金額が決められ、それが結果的に加入者の税負担の増加につながっていると考えていますが、これは、加入者の責任ではないことから、市が財政的な対応をする必要があると考えます。道への支出金については、住民生活を守る福祉的観点からも一般財源からの補填による対応が必要と考えますが見解を伺います。

三つ目は、新型コロナウイルスの影響で低所得世帯やひとり親世帯などにおいて生活が困難な状況が続いています。特に子どもの人数に応じて負担が課せられる子どもの均等割保険税については、全国知事会、市長会でも、廃止などの改善を求めています。昨年度の決算特別委員会総括質疑で、市長はこれについては、市町村長会議等協議をしていくと答弁していらっしゃいましたが、この間の進捗状況について伺います。

四つ目は、保険税の納入率について2017年では78.5%、2018年度は83.1%、2019年度は86.6%と上昇傾向であることについての見解を伺います。

五つ目ですが、短期証、資格証明書の発行件数が前年度比較で減少しております。私は発行そのものが、被保険者の受診抑制につながって、保険税の納入率の向上にはつながらないと考えています。更に、発行実務は担当職員の業務負担の増となるという問題点があるとも考えておりますが見解を伺います。

六つ目ですが、次のページです。

札幌市では保険料の納入率が上がったことを踏まえて、滞納が減ったということ踏まえて、短期証の発行をゼロにした実例があります。当市においても、保険税の納入率が上がっていることを踏まえて、発行の見直しを検討すべきと考えますが、見解を伺います。

中川委員長

上野市長。

上野市長

永井委員のご質問にお答えを申し上げます。

国保制度の財源確保についてであります。本市の国保加入者につきましては、主に、後期高齢者医療への移行

と被用者保険適用拡大により、年々減少しているところではありますが、加入者数によって財政規模が変動する仕組みとなっておりますことから、今後も運営に必要な財源は確保できるものと考えております。

次に、一般会計からの繰入についてであります。北海道の「国民健康保険運営方針」に基づき、赤字補填に当たらない保健事業費や、医療費助成事業に伴う交付金の減額分等を一般会計から繰入としているところであります。

次に、国保税の子どもの均等割についてであります。北海道と道内市町村で構成する「国民健康保険市町村連携会議」において意見を述べたところでありますが、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、議論が進んでいない状況であります。

次に、国保税の収納率についてであります。納付に係る周知、啓発のほか、コンビニ納付など利便性の向上、滞納解消のため、収納率向上対策に取り組んできたことにより、収納率が向上してきているものと捉えているところであります。

次に、短期証、資格証明書の発行についてであります。国民健康保険法に基づき、納付相談の機会を確保することを主な目的として交付をしているところであり、発行業務が担当職員の業務負担の増加になっているとは考えていないところであります。また、短期証等の発行により収納率に一定の効果があることから、税負担の公平性を確保するため、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

中川委員長

永井委員。

永井委員

それでは、再質問いたします。

まず、歳入歳出総額の減額理由のところですが、個別質疑の中では特定健診の受診率が上がっているけれども、特定健診の指導率が下がっていますという答弁をおっしゃっていたと思うのですが、この健診の指導率が数値的に下がっていることによる、国保の財政への影響というのは、どのように考えられているのか伺います。

中川委員長

林保険年金課長。

林保険年金課長

永井委員の質問にお答え申し上げます。

特定健診受診率及び特定保健指導実施率に係る保険者努力支援制度への影響についてですが、受診率、指導率ともに、60%という国が設定する目標値があり、これを下回っていると保険者努力支援制度の評価としてポイントの加算がされず、結果、その分の交付が受けられないということになります。しかしながら、この目標値への到達という項目以外にも、前年度からの受診率の伸びなどについても評価される仕組みとなっており、特定健診への取組について、すべて評価されないということではありません。本市においては、特定健診の受診者が若干ではありますが増えてきておりますことから、受診率も伸びてきているところですが、令和元年度では40.3%と、目標値には達していないところであります。また、特定保健指導につきましては、健診の受診結果によりますことから、年度により、対象者数に変動はありますが、ここ数年は目標値を達成しており、令和元年度は65.6%でありました。保険者努力支援制度に関しましては受診率だけでなく、他の取組項目もありますことから、より交付金の交付を受けられるよう健康推進課と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

中川委員長

永井委員。

永井委員

先ほどの、健康推進課との連携ということで、今後も進めていっていただきたいと思います。それで先ほどの市長の答弁では、他の加入者数によって財政規模が変動する仕組みとなっているため、今後の運営に必要な財源は確保できるということでしたけれども、確かに2019年度の国保の事業報告書を見ますと、国からの財源が2018年から2019年度にかけて1,300万円ほど増えておりますけれども、これだけではやはり、今後の国保の財源運営、財源確保が厳しくなっていくのではないかと考えているんですね。実際に加入者は減ってきていますということも市が認めているということなので、次の質問につながるんですけども、この国保の財源の確保のためにも、その加入者数の減少は歯止めがきかないと思いますけれども、保険税の負担増について、その市民の負担増にならないような手立てを、やはり市は考えるべきだと思います。その保険税の負担増について、昨年の決算特別委員会の総括質疑の市長答弁では、都道府県化という制度改革によるものも大きいというふうに答えております。市のほうでは赤字補填に当たらない部分は、一般財源から保健事業費などに充てていることは承知してはいますが、やはり制度改革に伴って、今後、市民の負担増が、国保税が引き上がっていくことを考えますと、そこは市民に負担を課すべきものではないと考えます。そのことについて、この部分での政策的観点から、市のほうでの財政補填というところをやはり検討していただきたいと考えますが、それについて見解を伺います。

中川委員長

林課長。

林保険年金課長

お答え申し上げます。

一般会計からの繰入れにつきましては、北海道の国民健康保険運営方針に基づきまして、赤字補填に当たらない保健事業費や、医療費助成に伴う交付金の減額分等を一般会計から繰入れるという考え方で進めてまいりたいと考えております。

中川委員長

永井委員。

永井委員

2018年度に国保の都道府県化が始まったわけですが、市のほうでは2018年度に続いて、2019年度の国保税を約2%引上げておりますよね。それで2022年度まで、毎年保険税が引き上がっていくことが想定されますよということも市のほうでは答弁の中でも示しているわけですから、それはやはり市民の負担に課すべきではないと考えます。このような、私どもが訴えてきておりました、赤字補填の部分での市民負担にならないための財政的措置をとるところを、このたびの2019年度決算の中では行われてこなかったということも私は問題だと思います。ぜひ、今後は見直しを検討していただきたいと思います。要望いたします。

子どもの均等割についてですが、市長答弁ではコロナの関係でなかなか協議が進んでいないということでしたけれども、実際にコロナの影響というのは、この2020年後の1月から3月の3か月間においてだと思えます。2019年度の12月までの中で、どのような協議が進められてきたのか、具体的に説明をお願いいたします。

中川委員長

林課長。

林保険年金課長

お答え申し上げます。

国民健康保険市町村連携会議におきまして、昨年、子どもの均等割減免について、北海道はどのように考えているのか。保険料、保険税率の統一に向けた検討の中で、子どもの均等割減免についての検討もお願いしたいという旨の意見を述べているところでございます。

中川委員長

永井委員。

永井委員

私たちが調べたところだと、2019年度の時点で、この子どもの均等割減免を独自で実施している自治体が全国で25自治体であると同っております。道内では旭川などが行っているということも伺っております。昨年の決算特別委員会の総括質疑の中では、この子どもの均等割については、その法の趣旨に委嘱するおそれがあるということで、慎重な対応が求められているという答弁がありましたけれども、私たちが調べたところだと違法ではないと伺っております。なので、実際に全国で25の自治体が独自でも実施しているという事態があると思いませんので、今後そのコロナのことも含めて、低所得世帯やひとり親世帯などの生活がなかなか上向きにならない困難な状況が続き、そして、子どもの人数に応じて、その子どもの分だけ負担が課せられるという、この子どもの均等割については、ぜひ、市の独自の判断で減免、軽減なり行っていただきたいことを強く訴えますけれども、再度見解を伺います。

中川委員長

林課長。

林保険年金課長

国保税の算定につきましては、地方税法において賦課方法に係る基準が定められており、均等割は必須となっております。そのため賦課当初から、子どもの均等割を課税しないなどの場合は、法令に抵触するおそれがあるものと考えております。また、市独自に条例で減免するとした場合でも、法令に基づく減免ではないため、減額、減免した分が国の補填措置の対象とはならないことから、財源確保の問題もあり、都道府県化により保険税率の統一に向かっている現在の状況においては、市単独での実施は難しいものと考えております。

中川委員長

永井委員。

永井委員

私のほうも繰り返しの訴えになりますけれども、実際に旭川などで独自で行っている自治体があるのですから、そこをぜひ参考にいただき、北広島でも子育てをしやすいまちづくりという観点から、子どもの均等割減免、軽減については、今後も検討して行っていただきたいことを強く訴えます。

短期証、資格証明書は部分ですけれども、こちらも市のほうではやりませんというお答えでしたけれども、実際

に北広島でも、保険税の納入率が上がっているということは、皆さんもご承知のことと思いますので、札幌市のようにその保険料の納入率が上がったことを踏まえて、そして滞納が減っていることを踏まえて、短期証の発行を、一時的ですけれどもゼロにしているという実例がありますので、コロナのことも考えて、この北広島でも一時的にでも構いません。一時的に短期証の発行をゼロにするということを検討していただきたいと思っておりますけれども、再度見解を伺います。

中川委員長

林課長。

林保険年金課長

お答え申し上げます。

短期証等の発行につきましては発行をすることにより、収納率に一定の効果がありますことから、税負担の公平性を確保するためにも継続して取り組んでまいりたいと考えております。

中川委員長

永井委員。

永井委員

子どもの均等割や短期証の発行などについて、今後も私どものほうで市の検討について、質問などを取り上げていきたいと思っておりますので、私の決特についての総括質疑はこれで終了いたします。

中川委員長

山本委員。

山本委員

私からは二つ、ボールパーク敷地に係る使用料減免について質問いたします。

ボールパーク敷地においては、民間企業からは令和元年10月に公園用地への野球スタジアム等の建設のため、北広島市都市公園条例に基づく公園施設設置に係る公園施設の設置申請と、設置に係る使用料の減免申請が行われ、また、令和2年2月には道企業から公園用地以外の土地を造成するため、普通財産使用許可申請等、使用料減免の申請が出されております。これら使用料の減免の決定について、以下、市長の見解をお伺いいたします。

一つ目は、当該土地に係る使用料についてです。当該公園設置申請が出された土地の面積及び設置に係る申請期間と、当該土地を北広島市都市公園条例第10条で定められた額により、算定した場合の公園設置に係る使用料の額は総額で幾らになるのか。

二つ目は、当該普通財産使用許可申請が出された土地の面積及び、使用申請期間と当該土地の使用料単価により算定した場合、使用料総額はいくらになるかお聞きします。

三つ目は、使用料の減免についてです。当該二つの土地の使用料減免しておりますけれども、その理由、根拠は何か。特に普通財産の使用に関して公益性はなく、これまで、市民や議会に対しても使用料を徴収するとしてきました。なぜ使用料の減免を行ったのかお伺いします。

次に、本来、地方自治法96条第6項で適正な対価なくしてこれを譲渡、もしくは貸し付けることは議会での議決事項であります。条例に定めのあるとはいえ、こうした減免金額が多額である案件や市政上重要な案件の場合には、議会での議論を経て減免を行うべきであり、現に過去に旧緑陽小学校に係る財産の使用に係る減免については、市議会、平成25年定例議会で議決を経て減免を行っております。議会の議決を経て行うべきであったので

はないか、市長の見解をお伺いします。

次に、本減免はこうした減免を行ったことについて、減免を行ったこと自体、議会にも報告しておりません。決算委員会の個別質疑では、土地使用料は減免すると言ってきたからとの理由であります。これはボールパーク誘致での市の意向表明にすぎず、これをもって報告するのは極めて不誠実な対応であり、議会軽視と言わざるを得ません。しかも、公園区域以外の土地については減免しないと一貫して言明してきました。それでも議会への報告は不要だということか、見解をお伺いします。

次に、公園設置に係る手続についてですけれども、公園設置に係る申請資料の閲覧を、今回の決算委員会で行いました。閲覧した申請書類のコピーに、申請者の名前がパソコンで印字されただけで、申請者の印もなかったため原本の閲覧要求を行ったところ、次の日に閲覧した原本と、当初閲覧したコピーとは市の収受印の位置が異なり、違うものであったことが判明しました。理由を求めたところ、申請を2通取り、1通を申請者に返したときに違うほうをコピーしたとの答弁でありました。申請を2通取り申請者に1通を返すという行政手続は本市で一般的に行われているものなのか、お伺いします。

次に仮に2通取ったとしても、1通は返還済みであり、決算委員会での資料閲覧は、原本のコピーであるはずであるから、原本と相違すること自体があり得ないはずであります。申請者からの申請行為が本当にあったのか疑われても仕方がないではありませんか。市長の見解をお伺いします。

中川委員長

上野市長。

上野市長

山本委員のご質問にお答えを申し上げます。

ボールパーク整備に係る使用料についてありますが、公園区域につきましては、面積約17万2千平方メートル。単価は、都市公園条例第10条の規定に基づき、1平方メートルを月110円であることから、金額は1か月当たり約1,898万円となるところであり、設置期間は、令和11年3月31日までとなっているところであります。また、普通財産につきましては、面積約14万3千平方メートル、算出根拠となる当該土地の時価は1平方メートルあたり3,400円とし、これに北広島市行政財産使用料条例第2条の規定に基づき、100分の4を乗じ、金額が年間約1,947万円となるところであり、使用許可期間は令和4年12月31日までとなっているところであります。

次に使用料の減免についてであります。減免の理由につきましては、道民球団である北海道日本ハムファイターズを公共財と位置づけ、また、公園施設の設置がメインとなるボールパーク構想においては、本市にとって将来的なまちづくりに大きく寄与し、さらには防災に係る機能整備など公共的な要素が高いことから、特に必要と認め決定をしたところであります。

なお、減免決定につきましては、地方自治法第96条第6項において規定されている、財産の貸付については「条例で定める場合を除くほか」とされており、本件については、北広島市都市公園条例及び財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例に基づき決定をしたところであります。

次に、議会への報告についてであります。平成28年第2回定例会において、本市の未来のまちづくりに寄与するボールパーク構想の誘致を表明して以来、北海道日本ハムファイターズに対する行政サポートの一つとして使用料を無償、もしくは減免として取扱う旨これまで報告をしてきたところであり、市民説明会においても同様の報告をしてきているところであります。なお、公園外区域における使用料につきましては、2023年の開業以降、商業施設など民間企業の進出の際に、徴収することとしているところであります。

次に、申請許可手続についてであります。申請者への返却分を合わせて、正副2部を受領しており、それぞれの内容について相違ないことを確認し許可手続を進め、1部を許可書と合わせて申請者へ返却し、もう1部を市役所保管としているところであります。なお、控用とあわせて正副、二部の提出を求める手続については宅地造成等

規制法施行規則第4条に基づく申請手続などで行われているところであります。

次に、申請者の受領についてであります。公園施設許可申請書を令和元年10月3日に、また、公有財産貸付等申請書を本年1月31日にそれぞれ受け付けており、内容を審査し適正に受領しているところであります。

中川委員長

山本委員。

山本委員

公園区域外の総額を答弁で求めておりますけれども、お答えがなかったのでお願いいたします。

中川委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

再質問にお答え申し上げます。

使用料の総額についてであります。公園区域につきましては、設置期間を9年6か月となり、約21億円。公園外区域につきましては、許可期間は3年3か月となり約6千万円となっているところであります。

中川委員長

山本委員。

山本委員

これだけの巨額の無償対応を、なぜ議会でやらなかったのか。条例であるということですが、逆にお聞きしますけれども、なぜ、平成25年の定例会で旧緑陽小学校の無償貸与については、地方自治法に基づいて議会で議決したのでしょうか。

中川委員長

川村部長。

川村企画財政部長

緑陽小学校施設の無償対応につきましては、当該施設がまず現状ある中で、社会福祉法人が実施するその事業形態については一部収益事業等のことも想定されてきたことから、その段階では公共的要素が不明の箇所もあったことから、議会にお諮りし議決をいただいたところでございます。

中川委員長

山本委員。

山本委員

それじゃおかしいじゃないですか。公園区域外については、それと同じ理由ですよ。公共以外の営利企業の問題もあるということで、計画がされているわけですから。ですから、市のほうとしては、この使用料を減免しないと言ってきたわけですよ。なぜこれを議会で議決しなかったのですか。

中川委員長

川村部長。

川村企画財政部長

公園区域外の、今現在、設置期間を令和4年12月31日までの許可をしておりますけども、当該、造成期間中においては、その後の土地の活用等については、本市においての今後の将来的なまちづくりに大きく寄与するものと判断しまして、特に必要と認め決定をしたところでございます。

中川委員長

山本委員。

山本委員

それは全く理由になりませんよ。この土地については、ずっと公園区域外については営利的な事業を行うことで、使用料も固定資産税も取るというふうに、ずっと一貫して説明してきたじゃないですか。なぜ、それが変わるのですか。

中川委員長

川村部長。

川村企画財政部長

当該、公園区域外につきましては、今、使用期間については令和4年12月31日となっております、2023年の開業後についてはこの許可期限が切れることから、徴収するというようにしているところでございます。

中川委員長

山本委員。

山本委員

営業するから、開始するかどうかでなくて、その土地の利用の目的によって判断するべきではないですか。2023年からは使用料を徴収しますと、それまではしませんと。それこそ矛盾しているじゃないですか。それについて見解をお伺いします。

中川委員長

川村部長。

川村企画財政部長

今回、使用料の減免につきましては、まずは、これまでも従来から道民球団のファイターズを公共財と位置づけたこと、それから、これらの整備については将来にとっての本市のまちづくりに寄与するという観点から特に必要と認め決定したところでございます。

中川委員長

山本委員。

山本委員

今の理由でしたら、何でもありますよ。寄与をするのであれば、減免するということであれば、本当にボールパークのものについては、すべて減免するということにつながってしまいますよ。そういう見解でいいのですか。

中川委員長

川村部長。

川村企画財政部長

お答え申し上げます。

当該使用期間を令和4年12月31日までとしておりますので、その後につきましては徴収するということと答弁申し上げているところでございます。

中川委員長

山本委員。

山本委員

ですから、そこが整合性の取れてないということですよ。造成している期間かどうかというのは関係なく、本来、その土地っていうのがどういう目的で使われるかということによって、減免の決定がなされるべきです。それを造成期間は減免するけれども、営業したら減免しないという事であれば、その土地の目的に即したですね、減免の理由には当てはまらないと思いますけれども、見解をお伺いします。

中川委員長

川村部長。

川村企画財政部長

今回、このボールパーク誘致にあたりましては、これまでも、北海道のシンボルとなるべく活動してきて本市のほうに誘致が決定したと。その際にも行政サポートの一つとして、これまで再三説明したところであります。当該、北海道日本ハムファイターズは道民球団であるということも踏まえまして、将来的にまちづくりに寄与することを考え必要と認めて決定をしたところであります。

中川委員長

山本委員。

山本委員

私は、そのこと自体を否定しているわけじゃないですよ。ただ、この公園区域外についてはそういう理由が成り立たないから、使用料を取るというふうに市は一貫して説明してきたわけですよ。それを今回、造成については、減免するということについて全く議会に図らず、また、その結果についても、議会に報告もなかったのですよ。これ自体、非常に問題だと思いますよ。私はこれをきちんともう一回精査して、使用料の減免が正しいのかどうか、きちんと精査すべきだというふうに考えます。

次に手続きの点についてお伺いします。

まず、2通、申請書を取るというのは宅地造成等規制法の施行規則でなっていますよということですがけれども、

これは規則の中できちんと2通の中で出しなさいとうたっているのですよ。都市公園条例については、この他の条例もこの規定はないのですよ。なぜ2通提出させたのか。また、1度受理した申請書については、市が管理する公文書です。この公文書を、なぜ、その申請者に渡したのかお伺いします。

中川委員長

川村部長。

川村企画財政部長

再質問にお答えいたします。

申請書類の2部提出という事務処理に関しましては、今、言った事例に基づいて申請を行っている事例もございますけれども、今回の申請につきましても、同様に、正副2部を受領いたしまして、それぞれ内容に相違ないことを確認した上で許可の進めたものとしているところでございます。

中川委員長

山本委員。

山本委員

私が聞いているのはなぜ2通取ったのかということであります。

中川委員長

川村部長。

川村企画財政部長

今回の申請につきましては、正副に2部を受領につきまして、内容について相違ないことを確認した上で許可の進めたというところでございます。

中川委員長

山本委員。

山本委員

理由を説明されないのですね。しかも1度受理した公文書を、何の根拠もなく申請者に返還するということが、やっぱり文書の事務処理自体、行政手続上、問題があると思います。こういうことをボールパークの設置者だということで、その便宜を図ったのかわかりませんが、こういうことの便宜を図ること自体問題じゃないかなと思います。こういう申請されたら、他の申請でも市としては、2通申請させて、1通を返すということをやるとはですね。

中川委員長

川村部長。

川村企画財政部長

今回のこの申請につきましては、先ほどから申し上げていますように、正副2部を受領しておりまして、内容について、お互い相違ないことを確認した上で進めたということになっております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

全く理由が示されていないのですよ。なぜ2通出すのかという。本来、行政手続上、その申請者に過度な負担を与えないためにも、最小限の必要な書類を出させるというのが普通なんです。本人が希望したかどうかわかりませんよ。でも、2通出させるということ自体が本来あり得ないことです。今回、私が閲覧を要求したものについて、收受印が違っていると。これ自体が問題だということになったら、実は2通出てきたんですということなんです。先ほど言いましたように、決算委員会での閲覧は原本の閲覧を要望しましたら、コピーだということなんですけれども、この原本のコピーを、本来閲覧させるべきものが、原本と違っていたということはどうしてんですか。

中川委員長

川村部長。

川村企画財政部長

まずは、今回、2通正副の中身につきましては、相違ないことを確認した上で許可手続を進めております。今回、閲覧要求にあった一連の資料をお渡ししましたけれども、閲覧した際に提出したものについては、その正副の副本の写しをお見せしたところ、原本提示ということで、もう1部ある市保管の正本をお見せしたところ、その收受印には微妙に違っていることをご指摘されていることと思っております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

そうしましたら、決算委員会での閲覧要望については本来であれば原本の写しを閲覧させるべきところをそうしなかったということですか。

中川委員長

川村部長。

川村企画財政部長

当該の閲覧要求に関しては、その副本の写しを提出してしまっているということでございます。

中川委員長

山本委員。

山本委員

今回の、このボールパークの敷地の問題については、決定過程については非常に議会軽視だと思います。特に、公園区域外の土地の無償待遇についてはですね、全く根拠がないというふうに思います。しかも、その事務手続上にも非常に問題があって、この巨額の使用料の無償化について、認めるわけにいかないということを申し上げた

と思います。

次に、有害鳥獣駆除の事業についてお伺いします。鳥獣駆除については、環境課が有害鳥獣駆除対策、農政課が鳥獣による農作物等を被害防止対策として行っておりますけれども、駆除をする鳥獣はほぼ同一であります。一部違うのもありますけれども、補助金との関係でそれぞれ別にカウントされているという事ですけれども、また、そのアライグマの駆除については、環境課のわなを使って、農家が駆除をしているものもあるということが個別質疑の中で答弁されました。外来種の駆除ということで、駆除実績は環境課の実績として行っているという状況です。この中で、その駆除対策の強化ですけれども、有害鳥獣の被害が大きいこと、駆除にあたっている猟友会の高齢化などの課題に対応するためには、希望する市民への技術講習等を行うなど人材育成を行い、また、その市民の協力によって駆除対策の強化を行っていく必要があると考えますが、市長の見解をお伺いします。

次に、事業の総合化についてです。駆除対策の強化を図るためには、現在、農政課、環境課で実施している鳥獣駆除に関する事業を統合し、有害鳥獣に関わる生息数や被害状況の共有を図るだけでなく、駆除に関わる人材の育成ですとか、市民の協力による駆除体制の構築、エゾシカの有効活用など鳥獣駆除に関する総合的な事業として、事業を再構築して対策の充実強化を図るべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

中川委員長

上野市長。

上野市長

有害鳥獣駆除事業についてであります。猟友会会員の高齢化等に伴う、駆除の担い手不足につきましては、将来的に重要な課題になるものと認識をしております。現在、駆除の担い手を広げるため、農業者等を対象に、わな免許取得に要する講習受講費用の助成を行っているところであります。農業被害や生活環境被害、特定外来生物対策など、農政課と環境課でそれぞれが所管をしており、今後も現行の組織体制で取り組んでまいりたいと考えております。また、エゾシカ等の有害鳥獣につきましては、その行動範囲が市域を越えて非常に広範囲に及ぶことから、より効果的な取組を推進するため、引き続き、国や北海道、近隣自治体との連携を図ってまいりたいと考えております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

これについては、昨年も決算総括委員会で取り上げましたけれども、1点だけ、鳥獣駆除ですね、協議会等やって、関係者一体となってやっているということは分かります。そうであるならば、逆に統合した取組を事実上やっているわけですから、なぜ、その事業を一本化できないのか、その点についてお聞きしたいと思います。

中川委員長

遠藤農政課長。

遠藤農政課長

山本委員の再質問にお答え申し上げます。

事業の統合化についてでありますけれども、本市におきましては、さまざまな行政課題に対しまして、より効率的、効果的な対応を行うため、組織体制の見直しを行ってきているところであります。この有害鳥獣対策につきましては、過去において、農政課が所管した時期もあり、その後、平成26年度までは、環境課が所管しておりました。

たが、有害鳥獣による被害が多岐にわたっているという現状を踏まえまして、農業被害対策を農政課が、生活環境被害や特定外来生物対策を環境課が所管する現行の組織体制としたところであります。今後も、この態勢で事業を推進してまいりたいと考えておりますけれども、それぞれの所管を持ちつつも、市として相互に連携を図り、協力し合いながら一体となって事業に取り組んでいくことが重要であると考えております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

そこまで、事業を一体としてやっていかなければということであれば、分かりやすく、事業を一本化して進めていただきたいというふうに思います。所管についてはそれぞれ、農政と環境というそれぞれの分野があることは理解します。ですから、それぞれの事業を、所管課の中でいろいろ連携して取り組むというのはわかるのですが、これは他の委員からも指摘されているように、事業が二つになっているということで、非常にわかりづらいという状況になっております。これについては、別の機会に取り上げたいと思いますけれども、ぜひ、その事業の総合化を検討していただきたいと思います。1点ですね、アライグマの駆除については、やはり市民、農業者とか猟友会だけでなく、家庭菜園をやっている人たちも非常に被害が多くなっております。そういう意味で、鳥獣駆除の講習を一般市民に広げて、意欲ある市民の活力を使って、鳥獣駆除の強化を図るべきだというふうに考えますけれども、その点についての考えをお伺いしたいと思います。

中川委員長

阿部環境課長。

阿部環境課長

再質問にお答えいたします。

市民を巻き込んだ駆除の実施についてでありますけれども、アライグマ等の野生生物につきましては、箱わななどで捕獲された場合に逃げ出そうとして暴れたり、人に感染する病気を持っている可能性もありますことから、取扱う場合の安全面や感染症などの衛生面に十分留意する必要があることから、一般市民によるアライグマの駆除につきましては、慎重に検討する必要があるものと考えております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

そういう点の懸念は理解します。そういう意味で、先ほど質問では意欲があって、きちんと講習を受けて実施するという形で、広めて行く必要があると思います。アライグマの被害については非常に甚大ですので、これについては関係者だけではね、非常に不十分だと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

不登校といじめ対策についてお伺いします。不登校やいじめについてはその事態を直視しその解決に向けて、学校や教師が児童生徒に寄り添い、丁寧に対応していくことが求められております。その意味で、実態把握について、適正に行われる必要があります。不登校といじめには、通常かなりの相関があると思いますけれども、決算特別委員会での個別質疑では、昨年度、不登校といじめが関係した事案はないとの答弁でありました。

また、不登校への対策については、中学校卒業後は行っていないとのことでありました。そこで、以下について教育長の見解をお伺いします。

一つは、不登校といじめの関係についてです。

不登校児童数、いじめの認知件数のうち重大事態案件となった数はどれぐらいあるのかお伺いします。

次に、不登校児童生徒の不登校理由は、どのように把握しているのでしょうか。複合的な不登校理由がある場合には、理由をすべて把握する仕組みになっているのでしょうか。第一義的な不登校理由でいじめというのが入っていない場合に、そういう理由は表面に出てこないという可能性があります。そういう意味で把握の仕方についての見解をお伺いします。

次に、いじめの重大事件案件はあったとの答弁でありましたが、いじめによる不登校が年間30日以上になる場合は、いじめ重大事態として対応することとなっております。重大事態はどういう場合だったのか。いじめが原因で不登校になった事例はなかったのかをお伺いします。

次に、不登校生徒への対応についてお伺いします。不登校いじめ対策、教育相談事業は予算では、義務教育としての学校教育費ではなく青少年健全育成費として位置づけられております。市として青少年の健全育成という青少年の概念を、何歳までと捉えられているのかお伺いします。次に青少年健全育成という事業としては不登校生徒への対応は、義務教育期間だけではなく、中学校卒業後も対象として事業を考えるべきではなかったのか、お伺いします。

中川委員長

吉田教育長。

吉田教育長

山本議員のご質問にお答え申し上げます。

不登校・いじめ対策についてであります。不登校児童生徒数及びいじめの認知件数につきましては、過日の決算審査特別委員会におきまして、今年度、途中の状況をお答えしているところでありますが、そのうち重大事態に該当する案件はなかったところであります。なお、過去におきましては、いじめの重大事態に該当するものとして対応した事案もあるところであります。

次に、不登校の理由につきましては、毎月、各小中学校から報告される不登校児童生徒の状況報告等により把握を行っているところであります。

次に、重大事態の具体につきましては当該保護者の意向を踏まえ、プライバシー保護の観点から、お答えは差し控えさせていただきたいと考えております。

次に、不登校生徒への対応についてであります。青少年の概念につきましては、さまざまな法令等において、年齢等による提起がされているところでありますが、年齢の区切り方もさまざまであるところであり、本市といたしましては、具体的な年齢で捉えてはいないところであります。

次に、中学校卒業後の青少年の支援についてであります。子どもサポートセンター相談員のケースとして、中学卒業後も継続して相談を受ける等、個別の案件に沿った対応を行っているところであります。なお、相談に応じて支援に関する部署や、関係機関が連携してケース会議を開催するなど、継続した支援に努めているところであり、当面、現状のまま進めてまいりたいと考えているところであります。

中川委員長

山本委員。

山本委員

まず、不登校といじめとの関係ですけれども、なかったということで、把握の仕方ですけれども、先ほど言ったように、いじめと不登校を関連づけて、把握できるような調査方法になっているのかどうかということなんです。

そのことについて検討をすべきだと思いますけれども見解をお伺いします。

中川委員長

津谷教育部理事。

津谷教育部理事

山本委員の再質問にお答え申し上げます。

初めに不登校児童生徒の不登校理由の把握についてであります。本市の取組といたしまして、不登校傾向にある児童生徒の早期発見、早期対応を図るため、連続で5日以上、または断続的であっても、当該月の合計で10日以上欠席した児童生徒について、その背景や理由、さらに、当該児童生徒の家族関係や家庭環境等を各学校からの報告により把握しているところでもあります。また、文部科学省が行う全国調査を活用して、当該児童生徒が不登校となった主たる要因や、福祉的な要因の把握にも努めているというところでもあります。

なお、不登校といじめとの関係についてでありますけれども、いじめにより被害を受けている児童生徒がそのことを理由として、一時的に学校を欠席することはあり得ることでありますが、いじめが深刻化することなく、解消されることにより、欠席が長期間に及ばない場合には、いわゆる、不登校としては数えないことになるものであります。近年はささいな内容でも、いじめがあったことを積極的に認知し、教職員の指導等によって、一定程度解消していることから、全国的な傾向としても、いじめが不登校の主たる要因となっていないものと捉えているところでもあります。

中川委員長

山本委員。

山本委員

その主たる要因というところで、実際に一時的に不登校になっているものについては、不登校としてカウントしていないというところを、もっとしっかりと把握すべきだと思います。要するに、いじめはいじめ、不登校は不登校という形にして、それぞれ把握しているというやり方から、不登校といじめとの関係というのもしっかりと分析できるような形で把握するように、学校側から情報提供を求めるべきだというふうに思います。もう一つはいじめについては、かなりしっかりと把握しているという答弁でしたけれども、このいじめというのはあってはならないものだと思いますけれども、いじめを機会にやはり生徒の成長を促していく、きちんといじめをやめさせて、人格の形成を培っていく機会とも捉えることができるわけです。そういう意味で、ぜひ、学校側に対して、幅広くいじめを把握していくというような意識の醸成を図っていただきたいと思います。それについて教育委員会として取り組んでいただきたいと思いますが、見解をお伺いします。

中川委員長

津谷理事。

津谷教育部理事

お答え申し上げます。

委員のご指摘のとおり、いじめを積極的に認知して、一つ一つの事案についてしっかりと把握をし、子どもに寄り添った丁寧な対応するということは、大変重要であると認識をしているところでもあります。現在の本市の実態についてでありますけれども、平成25年度のいじめ防止対策推進法の施行に伴いまして、いじめの定義が、被害を受けている児童生徒の心身の苦痛に焦点を当てた表現に改められましたこと、また、いじめの初期段階から積極的に認知をして、その解消に向けて取り組むことを文部科学省が肯定的に評価していることから、各学校にお

きましては、ささいな喧嘩やふざけあいなどでありましても、その調査を丁寧に行い、初期の段階から積極的に認知することが浸透してきております。更に、いじめの問題に係る調査、いわゆる「いじめアンケート」ですけれども、その質問項目のうち、従来の「いじめられたことがありますか」という質問が、「他の人からの行為で嫌な思いをしたことがありますか」に変わったこと、こうしたことから、全国的にもいじめの認知件数は大幅に増加しているところであり、本市においても同様の傾向にあるものと分析しているところでもあります。いじめにつきましては、どの子どもにも、どの学校においても起こりうることを十分に認識し、いじめの件数が多いか少ないかの問題以上に、これが生じた際に、いかに迅速に対応して、その深刻化を防ぐことが重要と捉えているところでもあります。学校においては日常の見守りや教育相談の充実、定期的なアンケート調査の実施、初期段階からの積極的な認知と組織的な対応など、いじめの未然防止、早期対応、解消に努めているところであり、教育委員会といたしましても、こうした学校の取組が、より組織的、計画的、継続的に進められますよう引き続き校長会等を通じて各学校に指導助言してまいりたいと考えております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

お願いしたいと思います。なるべく、いじめを抑制するという形ではなくて、積極的に把握、公表していくという形にぜひ助言していただきたいと思います。

次に、青少年の定義ですね。法の趣旨によって様々だというのはそうですけれども、概ね18歳から20歳が大半なんです。本市については、中学校卒業から青少年期における施策、そういう意味ではないと。定義がはっきり定まってないということで、具体的な施策を行ってないですけれども、不登校やひきこもり、犯罪防止の観点からも青少年対策が必要だと思いますが、それについての見解をお伺いします。

中川委員長

千葉教育部長。

千葉教育部長

再質問にお答え申し上げます。

中学校卒業後の若者の支援についてであります。教育委員会におきましては、卒業後の相談窓口としまして子どもサポートセンターで相談を受けておりますが、子ども家庭課や福祉課など、庁内他部署に関わるケースもありますことから、関係部署との連携が重要であると捉えているところでもあります。現状といたしましては引き続き支援に関連する部署が関係機関と連携した対応に今後も務めてまいりたいと考えております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

いろいろ多岐にわたるので、青少年の相談窓口をきちんと明示していただきたいと思いますが、見解をお伺いします。

中川委員

千葉部長。

千葉教育部長

先ほどご答弁申し上げましたとおり、窓口は、ここということ限定することなく、教育委員会、子育て支援部保健福祉部のほうで初期対応をして、その中で関係部署、関連する部署等と連携しながら、個別に対応を進めていきたいと考えております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

それだけでは、なかなか分かりづらいので、きちんと総合窓口みたいなものを明示していただきたいというふうに思います。

次に、企業誘致の推進事業についてお伺いします。

輪厚工業団地においては大和ハウスグループがかなりの面積を有しており、結果、かなりの販売実績が上がってきているわけですが、その多くの土地は操業されないまま今日に至っております。

そこで、以下の点について市長の見解をお伺いします。

一つ目は、輪厚工業団地における大和ハウスグループの土地取得についてです。大和ハウスが取得した土地の総面積、そのうちまだ操業していない土地の面積はどれくらいあるのか。さらに未操業の土地のうち土地取得から5年が経過した土地の面積はどれくらいあるのかをお伺いします。

次に、これまで大和ハウスグループが取得した土地が操業されていないことについて、大和ハウスグループが取得した土地への入居企業が進んでこなかったことが要因と思われるかもしれませんが、早期操業に市と大和ハウスグループがどのような取組を行ってきたのかお伺いします。

次に、市はこれら未操業の土地の多く存在することについて、どのような認識を持っているのかお伺いします。

次に、土地の買戻し特約についてです。輪厚工業団地の土地分譲について、北広島市土地開発公社の分譲要件は、分譲希望企業が土地取得後5年以内に操業を開始できる企業であることとしており、そのことから、売買契約には原則5年の買戻し特約が記載されていると認識しておりますが、5年を経ても操業開始にはされていないにもかかわらず買戻し権を行使しなかった理由はなぜかお伺いします。

次に、輪厚工業団地の土地分譲について、市議会の付帯決議で、議会への報告を求めていますけれども、当該土地については、大和ハウスグループ側からは、操業時期の延長計画を土地開発公社が承認することについて、議会への報告と議会意見の聴取が行われなかったわけですが、その理由はなぜかお伺いします。

次に、操業促進に向けた取組についてです。大和ハウスからは操業開始に向け、どのような計画が出されているのか。また、市はその計画の実行性についてどのように考えているのかお伺いします。

次に、今後、早期操業開始に向け、市としてどのような取組を行っていく考えなのか。また、買戻し権の行使はいつ行う考えなのかお伺いします。

中川委員長

上野市長。

上野市長

企業誘致推進事業についてであります。輪厚工業団地における大和ハウス工業の土地取得につきましては、総面積で20万4,707.01平方メートルであり、未操業となっている15万5,066.01平方メートルにつきましては、本年5月で土地の引渡しから、5年が経過をしたところであります。

次に、早期操業に向けたこれまでの取組についてであります。大和ハウス工業におきましては、企業の事業スキームに合わせた、専用の物流施設等をコーディネートする「Dプロジェクト」を全国に展開しており、本市もその拠点の一つとして、現在も物流関連をはじめとした企業と商談を行っていると同様のところでもあります。

次に、未操業の土地についてであります。市といたしましては、操業により雇用機会や安定的な税収の確保などにつながることから、引き続き早期の立地に向け、連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、土地の買戻し特約についてであります。本年3月に大和ハウス工業から進出計画の変更承認願の提出があり、北広島市土地開発公社理事会において承認されたところでもあります。

次に、議会への報告についてであります。工業団地内の分譲及び操業につきましては、その都度報告をしているところでもあります。大和ハウス工業への分譲地については、本年第1回定例会の建設文教常任委員会におきまして、5年以内の操業が難しい状況であることから、進出計画の変更について提出があったことについて報告をしているところでもあります。

次に、操業促進に向けた取組についてであります。進出計画の変更内容では未操業地のうち1区画について令和3年から物流倉庫の操業が予定をされているほか、その他の区画におきましても令和5年から令和6年にかけて、順次操業が予定されている内容となっており、大和ハウス工業の道内外における開発から操業までの実績から、実行性は高いものと考えているところでもあります。

次に、市としての取組についてであります。これまでも、定期的な意見交換などを行っており、商談の一定の段階では連携した誘致活動に取り組んでいることから、今後も連携した取組を進めてまいりたいと考えております。また、買戻し特約につきましては、北広島市土地開発公社におきまして判断されるものであると考えております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

まず、大和ハウス工業に大量に土地を多く買っていただいたというのはありますけれども、その大半がやはり、売れていないという状況です。市としては、土地が売れて良かったというふうには考えてらっしゃるかもしれませんが、規定どおりに操業していれば、本市に対するその経済効果や雇用効果が期待できたにも関わらず、それが先延ばしになって達成できてないということなんですね。そういう意味では、この問題は本来得られるべきであるにも関わらず、債務不履行等に得られなくなった利益、いわゆる経済活動でいくと、逸失利益等々と同様の考え方をとることができると思うんですね。ですから、売れてないことによって本来であれば経済活動が開始されて、さまざまな市内の地域の活性化にもなりますし、雇用の創出にも繋がっていたわけですが、それが行われてないという状況があるわけですね。そういう意味でこの大和ハウスの土地が操業されていないという問題について、どういうふうには考えられているのか見解をお伺いします。

中川委員長

林商工業振興課長。

林商工業振興課長

山本委員の再質問にお答え申し上げます。

大和ハウス工業所有地についてであります。まず、平成27年5月に8区画を購入いただき早期に分譲が進んだことにより、土地開発公社における金融機関からの借入れの返済などにつながったところでもあります。また、平成28年度から現在までの5年間で約1億5千万円の固定資産税等について納付をいただいているところであり、

経済効果が出ているものと認識をしているところであります。経済情勢の変化や北海道胆振東部地震の影響などにより、当初の進出計画が変更されましたことから、市といたしましても、引き続き連携した企業誘致に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

中川委員長

山本委員。

山本委員

今の答弁ですと、税収が上がっているということを経済効果と捉えられているんですけども、先ほど言いましたように、まず、税収がとりあえずありますけれども、さらに、そこに操業されることによって、その本来の経済効果、雇用効果を期待して、公費を投入して工業団地を造成しているわけですよ。その目的が達成されてないということについて、やはりきちんと認識を持っていただきたいと考えます。議会への報告ですけれども、建設文教常任委員会に報告したのは、市の大和ハウス工業の意向であって公社が決定したことについて、きちんと報告されてないということもあります。それについては、毎年第2回の定例会に土地開発公社の問題について報告もあるわけです。ここできちんと報告をしていただきたいと思います。これからですね、この問題については、きちんと大和ハウス工業の問題を含めて報告していただきたいということを要請したいと思います。

次に、計画期間、令和6年までの再延長という形で出ていますけれども、大和ハウス工業から計画期間をさらに延長するということが出るということはありませんと私は考えておりますけれども、その場合の対応についてどう考えているのかお伺いします。

中川委員長

水口副市長。

水口副市長

ご答弁申し上げます。

計画の変更につきましては、先ほど課長のほうからのご報告しましたけれども、公社におきまして、オリンピック開催に向かったの経済情勢の変化や北海道豪雨災害、北海道胆振東部地震の影響があったこと。また、大和ハウス工業がこれからも土地の保有と固定資産税の滞りのない負担を継続すること。同社が全国的な販売戦略と現状の商談状況などから、承認されたところでございます。全国的な販売展開をし、異業種間の情報を持つ優良な企業であり、また、本年5月には分譲地内に物流倉庫を操業させ、来年7月にも操業を予定する物流倉庫が建設中であることから、令和6年までにお約束を守る活動を誠実に努めていただくこと、強めていただくことについては、信頼をしているところでございます。市としましては北海道と連携を密にし、大和ハウス工業様には、販売方法含め、助言を行いながら企業誘致に取り組むとともに、持続可能なまちづくりにとっての取捨選択を適宜判断してまいりたいと考えております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

大和ハウス工業のほうに、きちんとその操業に向けて努力していただきたいということを、市からも、強く求めていただきたいと思っておりますけれども、もう一つ、令和6年までの計画がもし達成できなかった場合、例えば、他社からの土地購入の希望があった場合には、その都度、買戻し権を行使して、他社の土地購入を優先するなどの措置

を検討すべきではないかというふうに考えますけれども、その点についての見解をお伺いします。

中川委員長

水口副市長。

水口副市長

先ほど答弁した中にもあったかと思えますけれども、大和ハウス工業様には販売方法を含め助言を行いながら企業誘致に取り組むとともに、持続可能なまちづくりにとっての取捨選択を適宜判断してまいりたいと考えております。

中川委員長

公明党、藤田豊委員。

藤田委員

公明党の藤田でございます。

2項目にわたりました総括質疑をさせていただきます。

通告に従って質問いたします。

一点目、公共施設のエアコンの設置促進についてお伺いをいたします。

令和元年度までにおける公共施設での設置状況は、本庁舎をはじめ、芸術文化ホール、図書館、夢プラザ、学童クラブなど、着実に増えてきております。北海道の夏も、エアコンがない施設では窓の開口や扇風機を使うなどして、暑さをしのいでいますが、本市も主な公共施設に、エアコンが設置されていることから、市民が利用する公共施設には、すべてエアコンを完備すべきではないでしょうか。市役所本庁は空調が完備して涼しいが、出張所は暑くて大変であるとの声もお聞きいたします。市民課所管の施設でも、有料で施設を貸し出している以上、エアコンのある施設とない施設があるのは市民サービスの観点からも改善が必要と思います。利用する市民からすれば、利用料金が少し割高でもエアコンのある施設を使いたいと思うのは、当然ではないでしょうか。次期、長期総合計画の中で計画的に公共施設のエアコンの設置を進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

二つ目のテーマの質問に移ります。

中高生の居場所づくりと児童センターの開館時間の拡大についてお尋ねをいたします。平成元年度の児童センターの利用状況は、中高生の3館の利用人数は延べ1,588人で、平成30年度の延べ1,727人から133人減少をしております。このことから本市においても、早急に中高生の居場所づくりを進めるべきと考えます。私は平成27年第4回定例会で、児童センターにおける中高生の利活用の拡大について、次のように質問をいたしました。質問は現在の本市の児童センターの利用時間は午前9時30分から午後5時半までとなっています。札幌市では現在中学生、高校生のために週2回、18時から21時まで、開館時間を延長し、中学生は19時まで利用できるようにしています。本市もまず、現在の3か所の児童センターで札幌市のように利用時間を延長し、中学生、高校生の居場所づくりをすべきと思いますが、見解を考えます。これに対して答弁では、「利用時間の延長については、中学生、高校生の利用実態の分析や学校が定める帰宅時間などについて調査等を行ってまいりたい。また、児童センターの夜間の利用については近隣で、札幌市以外には石狩市が1館で午後8時まで実施しています。本市では中学生、高校生が比較的利用しやすい日曜日の開館を実施しています。今年度、11月の土曜日、日曜日でみますと、中学生、高校生の利用状況は輪厚童センターで全体の27%と多いほかは、4%にとどまっている状況です。中学生、高校生の利用に当たっては学年が上がっても、継続して利用してもらえるような授業メニューも考えながら、併せて利用時間につきましては、中学生、高校生の利用実態の分析や、学校の定める帰宅時間などの調査等を行ってまいりたい」との答弁でありました。現在の本市の児童センターの開館時間は、8時30分から17時30分で平日の1日が休館日となっています。本市として、中高生の居場所づくりがこれから検討されることから、それまで

の間、現在の児童センターの開館時間の拡大を委託の更新時に盛り込み、他市のように夜間に中高生のための利用時間の拡大を図るべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。以上で1回目の質問を終わります。

中川委員長

上野市長。

上野市長

藤田委員のご質問にお答え申し上げます。

まず、初めに、出張所を含む地区センター等へのエアコンの設置についてであります。各施設につきましては、北広島市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定をしております。今後、計画的に施設の延命化や劣化、補修を行う中規模や大規模の改修の予定をしているところであります。このため、これらの改修を実施する際に、施設の利便性の向上や維持管理コストの削減を考慮し検討してまいりたいと考えております。なお、当該施設につきましては、利便性の向上に向けて、暑さ対策として、網戸を設置したところであります。

続きまして、中高生の居場所づくりと児童センターの開館時間の拡大についてであります。児童センターの中高生の利用状況につきましては、輪厚、大曲が減少傾向となっております。北広島団地児童センターで増加している状況であり、増加の要因については、土曜日及び日曜日に卓球など身体を動かす遊びのニーズが高かったことを受け、卓球台を増設するなどの工夫をしたことによるものと考えております。今後につきましても、開館時間も含めた中高生のニーズについて、把握に努めてまいりたいと考えております。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは、再質問を順次いたします。

公共施設のエアコンの設置促進について1点だけで確認の意味も込めて質問いたします。市長の答弁では、個別施設計画を作成しており、それに基づき対応していくとのことでしたが、出張所含めて市民課所管の施設の改修の年度の予定はどのようになっているのか、お答えいただきたいと思っております。

中川委員長

高橋市民環境部長。

高橋市民環境部長

藤田委員の再質問にお答えを申し上げます。

市民課施設及び各出張所の改修計画についてでございます。市民課所管の施設につきましては、個別施設計画の地区住民センター等におきまして、計画期間となる令和元年度から令和10年度までの10年間の間に、北広島で東記念館では令和5年度に大規模改修を、ふれあい学習センター夢プラザですけれども令和7年度に中規模改修を、広葉交流センター「いこ～よ」では令和9年度に中規模改修を予定してございます。それから西部出張所を含む農民研修センターでは同じく令和9年度に中規模改修を計画しているところでございます。

次に、各出張所につきましては、大曲出張所では個別施設計画の大曲出張所編におきまして令和5年度に大規模改修を、西の里出張所につきましては西の里公民館の1室であることから、個別施設計画の公民館編におきまして計画期間外とはなりますけれども、令和11年度以降に中規模改修を計画してございます。西部出張所につきましては先ほど答弁しましたとおり、農民研修センターの1室であることから、農民研修センターの計画内容と

なります。なお、7つある地区住民センターのうち、団地住民センター、それから、西の里会館、大曲会館の3施設につきましては施設の建設年度などによりまして、計画期間外の令和11年度以降に改修を予定しているところでございます。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

次に、中高生の居場所づくりと児童センターの開館時間拡大について、三点質問いたします。

一点目。答弁では、北広島団地児童センターで体を動かすニーズに応じて、卓球台を増設したと答弁ありましたが、他の輪厚、大曲のニーズの把握はどのようにしてきたのかお聞きをいたします。

中川委員長

広田子育て支援部長。

広田子育て支援部長

藤田委員の再質問にお答え申し上げます。

輪厚、大曲児童センターでのニーズの把握についてですが、北広島団地児童センター同様に、児童厚生員が日々子どもたちと関わる中で、さまざまな声を拾い上げているところでございます。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

各児童センターは業務委託していると思いますが、次期の更新時期はいつになるのかお尋ねをいたします。

中川委員長

広田部長。

広田子育て支援部長

藤田豊委員のご質問にお答え申し上げます。

児童センターの業務委託の更新につきましては、令和5年度が次期の更新時期となっております。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

最後に、次期更新時に夜間の会館の拡大を業務委託の募集の仕様に盛り込むという考えは持っていないのかどうか。最後、これをお聞きして質問は終わりたいと思います。

中川委員長

広田部長。

広田子育て支援部長

藤田委員のご質問にお答え申し上げます。

子どもの居場所づくりは重要であると考えておりますことから、児童センターの開館時間を含めた中高生のニーズについて把握に努めてまいりたいと考えております。

中川委員長

以上で総括質疑を終わります。

討論及び採決を行います。

初めに、議案第16号 令和元年度北広島市各会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論の通告がありますので反対討論、賛成討論の順に発言を許します。

人見委員。

人見委員

私からは2019年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

まず、一般会計に係る決算認定について、ポールパーク敷地の無償貸与について、無償貸与の理由、根拠が明確でないままに無償貸与を行っています。特に、公園区域外の土地については、市も一貫して使用料を徴収するとしてきていました。公園区域外の土地を無償貸与することは、市の財産管理上、重大な問題があり、認めることはできません。

また、無償貸与を行った決定経過について、議会での審議を踏まえていない点は問題であります。これまで、旧緑陽小学校の無償貸与など、条例に定めがあっても重要案件や使用料が多額になる案件については地方自治法に基づき議会での決議を経て行ってきていました。総額20億円以上にも上る使用料を無償にすることについて、何ら議会に諮ることなく、市長の独断で決めてしまい、しかも、その決定について議会に報告もされなかったことは議会軽視であると考えます。

また、国民健康保険特別会計の決算認定についても問題があると考えます。

2018年度から国保制度改定による都道府県化が始まり、財政の運営主体が市町村から都道府県に移行し、道から各市町村に割り当てられた納付金は100%納付することになりましたが、全国の自治体の約8割の自治体で国保税(料)が引上げられており、非常に問題です。年間の保険税は、協会けんぽの個人負担は平均すると20万円程度ですが、国保はその2倍の40万円を超えているのが現状です。

国保は年金生活者、失業者、自営業者、非正規雇用者などが加入する保険であり、低所得者が多く、年収100万円以下の方が6割を超えています。そのような状況の中で、政府は消費増税、介護保険料値上げ等を行う一方で、年金支給額の引下げを行うなど、国民生活を脅かす政策を強行し続けています。

そうした中で、市は2018年度に続き、2019年度も国保税を約2%引上げ、2022年度まで毎年保険税が引上げられることが明らかとなっています。所得の1.5か月から2か月分相当が国保税で失われてしまう現状を考慮いたしますと、値下げこそが必要な対策であると考えます。以前は一般財源からの繰入を行い、市民生活を抑えてきましたが、現状は一般財源からの繰入を行わず、道への納付金をそのまま加入者負担にしています。国や道も一般財源の繰入自体は否定していないことから、工夫を凝らして一般財源からの繰入を行い、値下げを行うべきです。

また、国保独自の均等割制度などの不公平な制度、特に子どもの数によって国保税が上がり、子育て世代への負担軽減に逆行する子どもの均等割については、減免などによる軽減策を求めてきましたが、2019年度決算においてこれらの施策が行われてきたとは考えられません。

よって、2019年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について、反対といたします。

中川委員長

島崎委員。

島崎委員

私のほうからは、令和元年度北広島市各会計歳入歳出決算認定に賛成の立場から討論いたします。

令和元年度は「平成」から「令和」へと元号が改められ、日本が新たな時代へと幕開けを迎えた年でありました。

急速に進む少子化高齢化や多発する自然災害、また、目まぐるしく変化する社会経済構造や国際情勢など、現在、日本が歴史の大きな転換点を迎えている中で、北広島市においても、令和元年度は新たなまちづくりに向けた一歩をまさに踏み出した年でもありました。

北広島市のまちづくり、北海道の発展に大きく貢献する北海道ボールパークFヴィレッジは、いよいよ本格的な建設工事が始まっております。

総合運動公園にそびえ立つ10数本のクレーンを遠方から眺めながら、近い将来、北海道の新たなシンボルとして、市民・道民に夢と希望を与えているであろうボールパークの姿を想像し、アジアNo.1球場と他の商業設備やアクティビティの充実で、北広島市のさらなる飛躍を予感するものであります。

また、このような将来の発展を見据えた大型事業を進める一方で、いまだ傷跡が残る北海道胆振東部地震の災害復興に向けた取組や、福祉センターの移転整備に代表される公共施設の老朽対策、切れ目のない子育て支援制度の構築に向けた高校生への交通費助成事業の実施。また、ふるさと納税の様々な取組による実財源の確保など、新たな課題にも的確に対応しているところであり、将来への投資と喫緊の課題にバランスよく取り組む上野市長の姿勢を高く評価するものであります。

また、先ほど反対討論がありました、国民健康保険事業については、これまでは60歳で定年退職し、国保に加入する方が多い傾向でありましたが、近年は、就労環境の変化及び年金支給年齢の引上げに伴い、60歳を超えても社会保険に加入している方が多い現状です。

また、2025年には団塊の世代のすべてが75歳に達することから、当面、国保加入の減少は続き、財政規模は縮小する中におきまして、医療費につきましては、総額では減少しているものの、受診頻度の増加、高額の手術・入院を必要とする重症患者の増加に伴い、1人当たりの医療費は増額の傾向となっております。

これに対して、生活習慣病の予防、各種健診等の実施による早期発見・治療・後発医薬品の推奨などを通じ、医療費の適正化及び削減に取り組んでいるところであります。

市町村国保では、年齢構成が高い、医療費が高い、所得が低い、財政運営が不安定になるリスクが高いなどの構造的な問題を背景として、持続可能な国民皆保険制度を構築することを目的に、平成30年度から財政運営を都道府県単位化し、都道府県が市町村と一体となって国保の運営を担うこととされたところであります。

都道府県単位化は、広域化によるスケールメリットにより財政基盤を安定化させ、医療制度の持続可能性を目指すため、市町村で大きな差がある保険税を平準化し、全道で公平な負担に近づけるとともに、医療費増加リスクを、全道で分散させていくという、国民皆保険制度において、被保険者間の助け合いとともに、自治体間の助け合いも必要な観点であるものと認識しています。

被保険者の高齢化や1人当たりの医療費の増加で、国保事業は大変厳しい状況ではありますが、制度の維持は必要不可欠であり、今回の国民健康保険事業特別会計の決算は、事業の実施に必要な不可欠な経費が執行されており、適正な会計運営がなされているものと考えております。

さて、令和元年度末には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と、北海道独自の緊急事態宣言の発令という過去に前例のない、まさに国難ともいえるべき事態が発生し、いまなお収束の目途がたっていない状況であります。全道で感染拡大が続く大変深刻な状況の中、上野市長は、学校休業や公共施設の閉鎖、イベントの中止、外出自粛の呼びかけや感染リスクを下げる方法の周知啓発など、市民の健康と命を守る取組を迅速に進められました。感

染拡大と社会経済活動との両立を目指す取組はまだまだ道半ばではありますが、今後もしっかりと取り組んでいただき、市民の皆様が安心して暮らし続けられるまちづくりを進めていただきたいと思います。

今後の上野市長の行政運営による北広島市の発展に大いに期待をし、令和元年度の決算認定について賛成するものであります。

中川委員長

以上で討論を終了いたします。

議案第16号 令和元年度北広島市各会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

議案第16号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和元年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

討論なしと認めます。

議案第17号 令和元年度北広島市水道事業会計剰余金処分案及び決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決、及び認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

ご異議なしと認めます。

議案第17号は原案のとおり可決、及び認定すべきものと決しました。

次に、議案第18号 令和元年度北広島市下水道事業会計決算認定についての討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

討論なしと認めます。

議案第18号 令和元年度北広島市下水道事業会計決算認定についてを採決をいたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

ご異議なしと認めます。

議案第18号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

お諮りいたします。

当委員会の審査の経過と結果の報告については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

ご異議なしと認めます。

当委員会の審査の経過と結果の報告については、正副委員長に一任と決しました。

以上で決算審査特別委員会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして本委員会を閉会いたします。

皆様ご苦勞様でした。

午前11時35分 終了

委員長